

泰山荘通所介護事業所 重要事項説明書

〈 年 月 日 現在〉

1 事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 099-238-5577（午前8時～午後5時30分）

担当 坂元 将士

2 泰山荘デイサービスセンター通所介護事業所の概要

（1）事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	泰山荘デイサービスセンター通所介護事業所
所在地	鹿児島市皆与志町2261番地1
介護保険指定番号	鹿児島県 第4670100694号
サービス提供地域	鹿児島市全域、日置市伊集院町

※上記地域以外の方でも、ご希望の方はご相談ください。

（2）同事業所の職員勤務体制

管理者	1名
生活相談員	1名以上
看護職員	1名以上
介護職員	8名以上（最大18名）
機能訓練指導員	1名以上
調理員	2名以上
事務員	1名

(3) 営業日及び営業時間

営業日：年中無休

ただし、気象条件によっては営業を休止する場合がございます。
その場合は、事前にご連絡いたします。

営業時間：午前8時から午後5時30分までとする。

(4) 利用定員

1日に通所介護のサービスを提供する定員は、100名とする。

3 通所介護の内容

利 用 日	居宅サービス計画書又は提供票に記載されている日
利 用 時 間	9：00～16：20
利 用 場 所	鹿児島市皆与志町2261番地1 泰山荘デイサービスセンター通所介護事業所
利用可能設備等	食堂 機能訓練室及び各種機能訓練機器 温泉歩行浴プール 温泉浴室（男女別普通浴槽・特殊機械浴槽） カラオケ室 送迎車（軽自動車、普通ワゴン車、バス）
サービス内容	通所介護計画に沿って、送迎、入浴介助、排泄介助、 各種機能訓練、各種レクリエーション活動、昼食の提供、 その他必要な介護等を行います。

4 利用料金

■通所介護給付（大規模型通所介護費（Ⅱ））

（単位）

	基本単位 3～4時間型	基本単位 4～5時間型	基本単位 5～6時間型	基本単位 6～7時間型	基本単位 7～8時間型
要介護1	345	362	525	543	607
要介護2	395	414	620	641	716
要介護3	446	468	715	740	830
要介護4	495	521	812	839	946
要介護5	549	575	907	939	1059

■各種加算（1回につき）

（単位）

入浴介助加算 （Ⅰ）	入浴介助加算 （Ⅱ）	個別機能 訓練加算 （Ⅰ）イ	個別機能 訓練加算 （Ⅰ）ロ	サービス提供 体制強化加算 （Ⅰ）	サービス提供 体制強化加算 （Ⅱ）
40	55	56	76	22	18

※ 入浴介助加算、個別機能訓練加算に関しては、該当時のみ要件に相当する区分を算定します。

■各種加算（1月につき）

（単位）

個別機能訓練加算 Ⅱ	ADL 維持等加算 Ⅰ	ADL 維持等加算 Ⅱ	科学的介護推進体制 加算
20	30	60	40

※ 個別機能訓練加算Ⅱ、ADL 維持等加算、科学的介護推進体制加算に関しては、該当時のみ要件に相当する区分を算定します。

■処遇改善加算について（１月につき）

毎月算定した介護給付費総単位数に以下の単位数を計上します。

介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等支援加算
１０００分の５９	１０００分の１２	１０００分の１１

令和６年５月までは上記の処遇改善加算を算定します。令和６年６月以降は下記の処遇改善加算を算定します。

介護職員等処遇改善加算Ⅰ（１月につき）：毎月算定した介護給付費総単位数に１０００分の９２を乗じた単位数を計上します。

○上記以外の利用料について

■感染症や災害の影響により利用者数が減少した場合に以下の対応を行います。

延べ利用者数の減が生じた月の実績が前年度の平均延べ利用者数から５％以上の減少をしている場合、３ヶ月間、基本報酬の１０００分の３０に相当する単位数を加算します。また、加算算定期間中に延べ利用者数の改善がない場合は、１回に限り３ヶ月間の延長を行うことがあります。

■利用者に対して、その居宅と通所介護の送迎を行わない場合は、片道につき４７単位を所定単位数から減算いたします。

■昼食費 １食当たり５００円

■利用料金の口座振替にかかる手数料について

鹿児島銀行：１１０円（税込）

その他の金融機関：１３２円（税込）

※ ゆうちょ銀行の取り扱いはありません。

- ・ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業所に払われない場合があります。その場合は一旦、保険者が定める負担割合に基づく金額をお支払いいただきます。その後、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日保険者の窓口に出しますと、差額の払戻しを受けることができます。
- ・その他、レクリエーションにかかる費用等は自己負担となります。

5 健康上の理由による中止

- ① 風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- ② 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更又は中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上で適切に対応します。
- ③ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

緊急連絡先	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
	続 柄	
主治医	病院又は診療所名	
	医 師 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
	緊急搬送病院	

6 相談、要望、苦情等の窓口

通所介護に関する相談、要望、苦情等は下記までお申し出ください。

- ① 事業所のサービス相談窓口（受付時間 毎日 午前8時～午後5時30分）
電話番号 099-238-5577

事業所受付担当 係長 坂元 将士

- ② 法人相談窓口

社会福祉法人松和会	苦情処理受付担当者	<u>泰山荘 事務長 南 康弘</u>
社会福祉法人松和会	苦情処理責任者	<u>泰山荘 施設長 馬場 義孝</u>

③苦情解決第三者委員会

タジマ ミツユキ 田島 充将	住 所	日置市伊集院町妙円寺1丁目102-8
	電話番号	099-273-0548
マツダ ノブコ 松田 宣子	住 所	鹿児島市花野光ヶ丘1丁目41-22
	電話番号	099-228-0274
ナカムラ ヨシコ 中村 芳子	住 所	鹿児島市皆与志町4150-11
	電話番号	099-238-4659

④行政機関その他の苦情受付機関

鹿児島市役所 健康福祉局すこやか長寿部 介護保険課給付係	郵便番号	892-8677
	所 在 地	鹿児島市山下町11番地1
	電話番号	099-216-1280
	F A X	099-219-4559
鹿児島県 国民健康保険団体連合会 (国保連) 介護保険課介護相談室	郵便番号	890-0064
	所 在 地	鹿児島市鴨池新町6番6号 鴨池南国ビル7F
	電話番号	099-213-5122
	F A X	099-213-0817
鹿児島県社会福祉協議会事務局 長寿社会推進部 福祉サービス運営適正化委員会	郵便番号	890-8517
	所 在 地	鹿児島市鴨池新町1番7号 県社会福祉センター5階
	電話番号	099-286-2200
	F A X	099-257-5707
	受付時間	月～金曜日 8:30～17:15
	受付時間	月～金曜日 9:00～17:00
	受付時間	月～金曜日 9:00～16:00

7 事故発生時の対応

事業所は、サービスの提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して下記の措置を講じます。

ア 事故発生時には速やかに利用者の家族等、保険者に連絡するとともに事故の状況及び事故に際して行った処置について記録します。

イ 賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います。ただし、利用者及び利用者家族等に故意又は過失がある場合は、この限りではありません。なお、入院時の個室利用による差額ベッド代等、通常治療に必要とされる費用外については賠償いたしません。

ウ 事故の状況はその程度及び内容により市町村等の関係機関に報告するとともに原因の究明、再発防止に努めます。

8 虐待の防止について

当事業所では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待の防止に関する専任の担当者を選定しています。

虐待の防止に関する担当者 泰山荘 施設長 馬場 義孝

②苦情解決体制を整備しています。

③従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

④虐待防止検討委員会を設置しています。

⑤サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報します。

9 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	有	・	無
-------	---	---	---

■ 個人情報保護の利用目的 ■

社会福祉法人松和会泰山荘デイサービスセンター通所介護事業所（以下「事業所」という。）では、利用者の尊厳を守り、安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、ここに利用目的を特定します。あらかじめ、利用者本人の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

☐利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的☐

1 事業所内部での利用目的

☐事業所が利用者などに提供する介護サービス

☐介護保険事務

☐介護サービスの利用にかかる当事業所の管理運営業務のうち次のもの

- ・利用契約時、利用廃止などの管理
- ・会計、経理
- ・事故などの報告
- ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

2 他の介護事業所などへの情報提供を伴う利用目的

☐事業所が利用者などに提供する介護サービスのうち

- ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業所や入所施設及びその他の社会資源などとの連携（サービス担当者会議など）、照会への回答
- ・その他の業務委託
- ・利用者の診療などに当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
- ・家族などへの心身の状況説明

☐介護保険事務のうち

- ・保険事務の委託
- ・審査支払い機関へのレセプトの提出
- ・審査支払い機関または保険者からの照会への回答
- ・加算等に係る厚生労働省へ提出すべき情報

☐損害賠償などに係わる保険会社などへの相談または届出など

☐上記以外の利用目的

1 事業所内部での利用に係わる利用目的

☐事業所の管理運営業務のうち次のもの

- ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
- ・事業所などにおいて行われる学生などへの実習の協力
- ・事業所において行われる事例研究

2 他の事業所などへの情報提供に係わる利用目的

☐事業所の管理運営業務のうち

- ・ 外部監査機関への情報提供

3 その他

☐ 広報誌、パンフレット、ホームページでの利用目的

- ・ 事業所は、各種活動の様子や行事等の様子を広報誌、パンフレット、ホームページ上で利用者個人の氏名や写真を掲載させていただく場合があります。ただし、掲載される氏名や写真に該当される利用者へ事前に掲載についての確認を行います。

令和 年 月 日

通所介護の契約に当たり、利用者に対して契約書及び重要事項説明書、個人情報保護の利用目的を書面に基づいて説明をしました。

事業所

所在地：鹿児島市皆与志町2261番地1

代表者名：社会福祉法人 松和会 印
理事長 長柄 英男

説明者：泰山荘デイサービスセンター通所介護事業所
職員名

私は、契約書及び重要事項説明書に基づいて説明を受け同意し、交付を受けました。
また、泰山荘デイサービスセンター通所介護事業所が介護支援事業を実施するにあたり私および私の家族に関する個人の情報について、必要最低限の範囲において、関係するサービス提供事業所に対して提供することを同意します。

ご利用者 住 所 _____

氏 名 _____

代筆者 住 所 _____

氏 名 _____

家族の代表 住 所 _____

氏 名 _____